

上山市告示第154号

令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）交付要綱を次のように定める。

令和7年7月10日

上山市長 山 本 幸 靖



令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）交付要綱

（目的）

第1条 近年増大するインバウンド需要に対応して、観光誘客を促進し経済効果をもたらす取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象事業者）

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、次のいずれにも該当する者とする。

- （1） 市内又は近隣市町に本社若しくは営業所等を有する事業者で、令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）に係る公募型プロポーザル（以下「公募型プロポーザル」という。）により選定された者。なお、複数事業者が共同で事業者となることも可能とする。
- （2） 上山市暴力団排除条例（平成24年条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員又は暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。
- （3） その他市長が補助金の交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

（補助対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業は、インバウンド需要を取り込むことを主目的に、本市におけるストロングコンテンツとして市域の観光エリアに高い経済的効果をもたらす事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象経費は、事業に要する次の各号に掲げる経費とする。

- （1） 施設整備に係る設計費、建設・改修工事費（機械設備設置を含む。）及び工事監理費
- （2） その他市長が特に必要と認める経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から国、県、その他の団体等からの補助金を除い

た金額の2分の1の額又は1,000万円のいずれか低い額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助対象要件)

第6条 補助金の対象要件は、次の各号に掲げる要件とする。

- (1) 補助対象事業費が3,000万円以上であること。
- (2) 各種関係法令等を遵守すること。
- (3) 補助事業実施後5年以上事業を継続すること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、申請のあった日からその日が属する年度の3月31日までとする。

(公募型プロポーザル)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、公募型プロポーザルに参加しなければならない。

(補助金交付申請)

第9条 公募型プロポーザルにより選定された者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(交付の条件)

第10条 規則第9条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業費の20パーセント以内の増減の変更をいう。

2 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により、市長の承認を受けようとするときは、事業計画変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了後15日を経過する日又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日まで市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)

(補助金の概算払)

第12条 市長は、必要と認めたときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようするときは、補助金概算払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定後、補助金の交付要件を満たしていない事由が生じたとき。
- (3) その他前2号に準じるものとして市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

(補助金に係る経理)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を当該補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

年 月 日

上山市長 氏 名 様

所 在 地

代表者氏名

電 話 番 号

令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金
（ストロングコンテンツ造成事業）交付申請書

令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）
円を交付されるよう上山市補助金等の交付並びに適正化に関する
規則第5条の規定及び令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロング
コンテンツ造成事業）交付要綱第9条により関係書類を添えて申請します。

添付書類

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 収支予算書（様式第3号）
- （3） その他必要書類

様式第2号（第9条関係）

事業計画（実績）書

1 目 的

2 内 容

事業名	事業内容及び事業費	補助事業に要する（した）経費	負担区分			備考
			市補助金	自己資金	その他	
合計						

3 補助事業開始及び完了（予定）期日
年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類
特に必要と認めたもの

様式第3号（第9条関係）

収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
合 計					

2 支出の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
合 計					

様式第4号（第10条第2項関係）

番 号
年 月 日

上山市長 氏 名 様

住 所
名 称
代表者名

事業計画変更等承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定の通知があった令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則第9条第1項及び令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）交付要綱第10条第2項の規定に基づき、承認されるよう関係書類を添付して申請します。

記

- 1 補助金の名称
- 2 交付決定済額
- 3 変更予定年月日
- 4（変更・中止・廃止）の理由
- 5（変更・中止・廃止）後の補助金交付申請額
- 6（変更・中止・廃止）後の事業計画
- 7（変更・中止・廃止）後の収支予算

（注1） 様式第1号及び様式第2号に準じて作成した書類を添付すること。また、事業内容の変更の場合、記入に当たっては、変更前と変更後が比較対照できるよう変更前の数量、金額等を上段に括弧書きで記載し、変更後の数量、金額等を下段に記載すること。

（注2） 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

年 月 日

上山市長 氏 名 様

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

電 話 番 号

令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金
（ストロングコンテンツ造成事業）実績報告書

年 月 日指令観第 号をもって令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）の交付の決定の通知があった上山市インバウンド周遊促進事業について、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則第14条及び令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）交付要綱第11条の規定により、関係書類を添付して実績を報告します。

添付書類

- （1）事業実績書（様式第2号）
- （2）収支決算書（様式第3号）
- （3）領収書の写し等支出を証する書類
- （4）その他必要書類

様式第6号（第12条第2項関係）

年 月 日

上山市長 氏 名 様

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

電 話 番 号

令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金
（ストロングコンテンツ造成事業）概算払請求書

年 月 日付け指令観第 号をもって交付決定通知のあった令和7年度
上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）について、
下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
請 求 額	円